令和８年度

第 452 回山口地方最低賃金審議会

令和８年８月 28 日（金）10 時 00 分から
山口地方合同庁舎２号館５階共用会議室

議　　題

１　山口県最低賃金の改正決定について

（１）山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について

（２）山口県最低賃金専門部会の廃止について

２　その他

資　　料

１　公示文（山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示）

２　山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示

山口労働局一般公示第77号

令和８年８月 12 日山口地方最低賃金審議会から山口県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第１項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、山口県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第２項及び第 12 条の規定に基づき令和８年８月 27 日までに山口労働局長あて（山口市中河原町６番 16 号山口地方合同庁舎２号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年８月 12 日

山口労働局長　鈴木　輝美

記

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見の要旨

山口県最低賃金を次のように定めること。

1　適用する地域
　山口県の区域
2　適用する使用者
　前号の地域内で事業を営む使用者
3　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者
4　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間１，１０１円
5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
6　効力発生の日
　令和８年１０月８日

目　次

（１） 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合執行委員長　三輪力也
（２）「山口労働局一般公示第77号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出
山口県労働組合総連合議長　石田高士
山口県労働組合総連合非正規部会部会長　樫谷由美
（３）「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出
山口県高等学校教職員組合執行委員長　石田高士
（４）「山口労働局一般公示第77号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出
生協関連一般労働組合執行委員長　西野慶兼
（５）2026年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出
山口県医療労働組合連合会執行委員長　出合仁美
（６）山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書
ユニオン山口執行委員長　打道晋一
（７）山口県最低賃金の答申に関する異議申出書
コープやまぐち労働組合執行委員長　吉賀直紀

2026年8月26日
山口労働局長　鈴木　輝美　様

全国一般労働組合全国協議会 山口連帯労働組合
執行委員長　三輪　力也

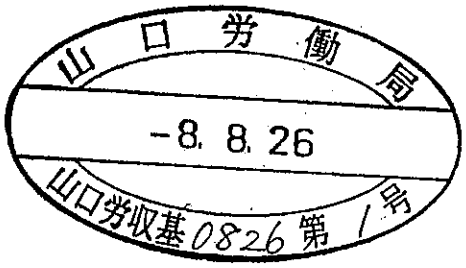
山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

2026年8月12日付、山口労働局一般公示第77号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に異議を申し立てる。

1．　異議の内容

(1)　最低賃金の1時間1101円が、あまりにも低すぎる。最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。それがどうしても不可能な場合、時間額1280円に引き上げること。

(2)　その他



(1) について

時間額1500円以上という賃金水準と中小零細企業支援の必要性について、当組合の7月21日付「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する意見」で述べたとおりである。時間額1101円は、最低賃金法第1条「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定に資する」水準では到底ない。この額で週40時間目一杯働いて年間労働時間が2080時間でも年収229万円でワーキングプア基準の200万円をクリアする水準に過ぎない。雇用の不安定さを考慮し年間労働時間を1800時間とすると年収198万円強にしかならない。

山口県の人口は1980年代の160万人から減り続け、2025年には127万人弱（昨年審議会資料による）と推定されており、2050年には93万人になると予測されている(国立社会保障・人口問題研究所 2023/12/2)。当然のことであるが企業の売上も人口の減少にかなり比例することが予測できる。従って、目先の賃金コストを惜しんでいたら、さらに人口が減り業績悪化で企業の支払能力が減るという悪循環が続き、長期的に山口県全体の中小零細企業はほぼ全滅になりかねない。さらに言えば、最低賃金の格差が地方の人口流出を

招くのか？という議論が毎年繰り返されているが問題の立て方が逆である。地方に大きな人口流入を起こすぐらいの最賃引上げが必要だ。それをすれば東京一極集中から地方分散が自然に進み南海トラフ等の大地震対策にもなる。副首都構想などに充てる予算があれば、中小零細企業支援も余裕でできるはずである。主に田中角栄の日本列島改造論以後に整備された地方のインフラや空き家を有効活用でき、地方の人口が増えれば今課題のインフラ設備更新も可能となるだろう。

なお、時間額1280円は東京都の最低賃金答申額である。今年1500円以上がどうしても不可能であれば、組合意見書で最低賃金の全国一律制を主張しているので、全国最高額である東京都の答申額に合わせて1280円とすることを求める。

生活保護との比較については比較対象を18～19歳の単身世帯者ではなく、社会の持続可能性を保つため、ひとり親世帯とすることと住宅扶助を実績値でなく最大値にすることを求める。

また今後もさらに物価が上昇した場合、山口労働局長が今年中にも、最低賃金額改定の諮問を行うことを求める。

（2）について

（1）でいろいろ述べたが、異議審の時間的スケジュールをみればわかるように、異議審開催前に審議委員の皆さんが異議申出書に目を通す時間的余裕もなく、異議審は異議申出を却下するための儀式にしか過ぎないのが現実である。よって、この場を借りて2026年の最賃審議会での議論に対する感想を綴ることとする。最低賃金の答申日に「専門部会の経過報告」が配布されたので、この異議申出書も一方的な意見の主張でなく議論の一環として提出できている。事務局のご努力に感謝したい。もちろん専門部会の完全公開という当組合の主張に変わりは無いのではあるが。

さて、答申された最低賃金額1101円が話にならないことは（1）で述べた通りだが、それを蒸し返すとかけ離れた金額での批判のみとなり審議会全体にとって意味のある感想にならないので、ここではそのことにはほぼ触れない。また、審議資料については昨年から充実してきたが今年はより一層、充実して分量もかなりになっている。印刷とじ込み等事務局のご苦労が偲ばれる。

さて今年は「地域別最低賃金額の改定の目安審議について（要望）」が一般社団法人山口県タクシー協会から出されている。経営側からも意見が出されるのは、労使の意見交換の場でもある最低賃金審議会の議論の活性化につながり、大変良いことである。最低賃金の大幅引上げには、具体的な中小零細企業支援策を含めた労使の意思疎通が不可欠であるので、互いの利害もぶつけ合いつつ議論を深めるキッカケとしても（要望）を歓迎する。主張の要点を挙げると①売上高の6割以上が人件費で他産業と比べて極めて高い割合であること。②大半が中小零細企業であること。③タクシー運賃は政府の厳格な審査の下での認可制であり、事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難であること。④燃料価格の

急騰、車両・整備費用の上昇で事業経費は増加。この項目自体はもっともな主張であり最賃引上げには行政による支援が不可欠であろう。その場合、タクシー業界特有の事情を考慮すると、業界最大の社会的資産はタクシーが網の目のように地域を走り回っていることそのものなので、「空車」は労働力とガソリンのムダおよび環境破壊となる。従って福祉タクシーチケット等をもっと拡大充実して「賃走」を劇的に増やし、タクシーという社会的資産とドア TO ドアという特長をフル活用する＝生産性向上という視点が行政側に求められる。このように個別業界によって、さまざまな事情があろうと想像される。来年は他業界からも意見が挙がれば、最賃審議会の議論はより充実したものとなろう。

今回の意見陳述は陳述者が少なく時間に余裕があったせいか、初めて公益委員から活発な質問が出たので、当組合も見解を述べたいと思う。

（質問の趣旨）生活保護額は地域により違う。生活保護を下回らないと言うとき、最賃全国一律の主張との整合性はどうなのか？生活保護も全国一律を求めるのか？

（当組合の見解）生活保護費は現状 18～19 歳の単身世帯を比較対象としており、住居費も実績値であるので、最高額である東京の生活保護費でも時間額 1500 円には遠く及ばない。最低賃金とからめて生活保護の全国一律を論議する以前の状態である。当組合の主張のように比較対象をひとり親世帯とし、住居費を実績値から最大値に変更するのであれば、生活保護も全国一律にするのか？という議論も成立すると考える。

（質問の趣旨）日経新聞の記事によると、企業内最賃と地域最賃の差が縮まってきている。企業内の最賃が上げられていないため、民間企業の企業内最賃も 1700 円に届いていない。そこで働いている人も生活が苦しいということか？

（当組合の見解）企業内最賃と地域最賃の差が縮まっていることだけを取り上げれば、格差是正の観点から望ましいともいえる。そして生活の苦しさを考える時、時代における生活水準を抜きにしては語れない。60 年前、一般家庭には電話の無い世帯の方が多かった。今はスマホが一人一台であるし、ブラウン管の白黒テレビが、カラー大画面の液晶テレビであり、扇風機と石油ストーブがエアコンになっている。ありとあらゆるものが、そういった影響を受けており最近では、低性能のエアコンは禁止ということで価格の高い高級機種を買わないといけなくなるとか、酷暑で命を守るため電気代をケチらずにエアコンを「ドンドン使え」となっている。従って人一倍どころか人三倍以上の努力と工夫をしないと一昔前の質素な生活をするのが困難になっている。単身者世帯でない限り 1700 円では生活が苦しいと思われる。

（質問の趣旨）どこの県も若者の東京への流出が課題。賃金以外で若者が出ていく要因を分析していますか？

（当組合の見解）個々人が暮らしやすいと感じる（客観的にどうかは別）から東京への流出となるのだろう。東京の公共事業・民間投資の累積は巨額である。資本主義の原理からすると、単位面積当たりの累積投資額が多いほど利便性の高い土地＝暮らしやすい土地と

いうことになる。また、利便性の高い土地＝投資して利益を得やすい土地ということでもあり、民間投資が東京に集まるのは自然であり、東京はさらに利便性の高い土地となる・・・。資本主義の原理に反して地方の最低賃金を大幅に引上げ、地方の魅力＝自然の豊かさ・濃密な人間関係で子育てしやすい環境（子育て支援にカネをつぎ込む東京が合計特殊出生率47都道府県最下位）を活かす政策が求められる。

「山口県最低賃金の改正決定に関する報告書」には、昨年から『公労使代表委員共通の政府への要望』が記載されている。共通の要望を出すのは大変重要で良いことと考えているので、カッコ内に当組合の見解をまじえつつ、以下全文を掲載する。

中小企業・小規模事業者は、労務費の増加や原材料、エネルギー価格等の高騰が続いており、継続的な賃上げを可能とする環境整備が必要であることについては、労使共通の認識である。このため、可能な限り多くの企業が各種助成金を活用し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の充実を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げるとともに、生産性向上に取組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がより活用しやすい制度となるよう、支給要件の緩和、助成額の加算や申請期間の延長等制度の充実を行った上で、県内の企業・事業者に対し十分な周知を行うことを要望する。また、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、魅力ある職場づくりのための労働環境の向上等を助成する人材確保等支援助成金、働き方改革推進支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算額の増額ほか、申請手続きの簡素化等活用しやすい制度にするとともに、広く活用できるよう制度の周知徹底を要望する。（設備投資をしての生産性向上だけでなく、『責任ある積極財政』による公共的支出で社会が必要とする需要に供給を生み出すことにより企業に労働力を有効活用させて生産性向上を図ることが不可欠である。こうすれば設備投資をする資本力の無い企業にも支援が届く。）

また、山口県の中小企業・小規模事業者については、依然として価格転嫁が十分に進んでいない現状に鑑み、令和8年1月から施行された中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制の強化と、体制面の抜本強化を図るよう要望する。

さらに、BtoC事業においては、価格転嫁率が相対的に低いといった課題があることから、適切な価格転嫁の必要性について消費者の理解を促進するための取組を強化するよう要望する。（賃金にしろ、年金にしろ、生活保護にしろ、物価上昇分プラスアルファは政府が当面いろんな形で保証するという強いメッセージなしでは、消費者が物価上昇をプラスに捉えることはできないであろう。）

加えて、中小企業庁が2026年3月に実施した「価格交渉促進月間フォローアップ調査」において、コスト全体の価格転嫁率は54.2%と昨年9月時点より約1ポイント増加し

ているが、官公需取引における価格転嫁については、なお改善が必要な状況である。このため「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の基本方針に定められた措置の着実な実施を求める。特に、取組を加速すべき、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等については、2027年度末までに国や地方公共団体等すべての発注主体において実施することを要望する。(地方公共団体・・・特に県には強く要望すべきである。過去数年、複数の県で最賃審議会に県知事が出席して影響力を行使するケースが増えている。それぐらい密接な関係であるのだから、賃上げの条件を官公需取引において整えるのはマストであろう。そして、企業に求めるのであるから政府が率先して実行するのは言うまでもない。)

また、「省力化投資促進プラン」のさらなる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのＫＰＩの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

さらに、いわゆる「年収の壁」を意識せずに労働者が働くことができ、企業が労働力を確保できるようにするため、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主の支援や、本年4月から開始した被扶養者認定の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施と周知の徹底を図るとともに、税制や社会保障制度等の一体的な見直しを要望する。(「年収の壁」を意識せずに労働者が働くことができ・・・という発想自体が時代遅れではなかろうか？「もはや戦後ではない」と政府が言い始めて70年経った。この間の技術進歩・技術革新はハンパではない。にもかかわらず労働時間は少ししか減らず、むしろSNS等で業務連絡が入るためいつでもどこでも不規則な無償労働が当たり前になり、配偶者もフルタイムで働き、子が大学に入学するとべらぼうに高くなった授業料を払うため学業そっちのけでアルバイトに励む・・・賃労働ばかり強いられる異常な世の中になり、家族・地域社会を支える無償労働はやせ細り続け社会の持続可能性が奪われている。最低賃金の大幅引上げは賃労働の時間を減らし、賃労働至上主義ともいうべき社会を、マトモに戻す起爆剤になる可能性がある。そして「税制や社会保障制度の一体的な見直し」には具体的な項目が無い。おそらく具体論で公労使三者の共通認識が得られなかったのであろう・・・と推察するが共通認識が得られない項目については、労働側からの要望・使用者側からの要望・公益委員からの要望と分けて、たとえ項目間に対立点があっても共同提案とすれば良いと考える。)

「専門部会公益委員見解」についてであるが、ここでも前と同じ理由で最低賃金の金額が当組合の数字からかけ離れていることは不問としてカッコ内に当組合の感想を述べる。

公益委員見解判断理由では労働者の生計費について「企業物価指数が2026年2月に2.1%であったのが、5月に6.6%、6月速報値で7.1%まで上昇している。一般に、企業物価指数は、数ヶ月遅れて消費者物価にも一定影響を与えるとされていることを考慮すると、山口県においても、今後消費者物価が上昇する可能性が高い。」「帝国データバンクの

価格改定動向調査において、令和8年7月の飲食料品値上げは2566品目、値上げ1回当たりの平均値上げ率は月平均11%で、中東情勢の影響で飲食料品は今夏以降に値上げラッシュが続き、8月は2311品目、9月は4000品目超えが予想されている。」「エンゲル係数について、『総務省家計調査』によると、勤労者世帯で令和3年に22.9であったのが、令和7年は25.4と上昇している」として、2024年の総務省「消費者物価地域差指数」で山口県は「総合」で全国13位等であることを含め、「山口県において最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっている者もおり、今後のさらなる物価の上昇の可能性も勘案する必要がある。」と記載されている。(そのとおりであるが、消費者物価地域差指数は東京都104.0に対し山口県は99.9である。これを、東京の答申額1280円にあてはめ計算すると山口県は1230円である。)

賃金については、連合山口の春闘集計・厚労省による30人未満企業の「賃金改定状況調査結果」第4表①②・山口県「毎月勤労統計地方調査結果」の「事業所規模5人以上調査産業計」及び山口労働局職業安定課集計の「山口県の高卒新規学卒者の初任給額から、賃金の上昇傾向を分析する一方で、山口県統計分析課「統計やまぐち」から、「令和2年を100とし、実質賃金指数の動きを見ると、平成27年は108.2で、下降傾向のまま令和6年が96.5となり11.7ポイント低下しており、10年間で本県の賃金水準は低下したことが分かる」と引用されて、実質賃金が長期的に減少し続けていることが述べられている。(安倍足下の山口県で実質賃金が減少し続けたという具体的事実が、アベノミクスの正体を現している。ただし、ここでは賃金の上昇傾向と実質賃金の減少の同時進行が並列して述べられているだけで、原因の分析が無かった点が残念である。IT化やAIの進化でホワイトカラーへの支払賃金総額が減ったことや退職金の減少ぐらいは思いつくが・・・。)

賃金支払能力について中央審議会に倣い「通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。」とのこと。(この考え方は定着してきているが、それゆえにきめ細かい中小零細企業支援が重要になる。)そして「令和5年度山口県県民経済計算」・「経産省企業活動基本調査」・国税局集計の山口県内法人所得金額といった統計から、「山口県の企業は、近年、着実に企業所得を増やしてきている一方で、雇用者報酬は伸びておらず、所得の分配若しくは付加価値の観点から見た場合、労働者への分配率が減少していることがうかがえる。」としている。(同意する。)また、価格転嫁状況は芳しくないとの認識であった。

地域間格差について、「山口県においては平成17年度に東京都の最低賃金との差が72円であったのが、令和5年度には185円まで拡大し、令和7年度に183円と2円縮まったものの最低賃金面での格差問題は解消されていない状況にある。」となっている。(これを東京都でなく、全国加重平均と入れ替えるとこうなる。平成17年度に全国加重平均との差が26円であったのが、令和5年度には76円に、令和7年度には更に78円にまで拡大し、山口県の最低賃金は地盤沈下し続けている・・・。そして前記の消費者物価地域差指

数と全国加重平均との比較から導き出される山口県の最低賃金は、1170円強である。東京都との比較や近県の水準との比較だけでなく、全国加重平均との比較により山口県の最低賃金の地盤沈下を問題にしていただきたい。また、「公益委員見解」にはうなずける部分も多かったのであるが、その結果が目安額56円プラス2円の58円・・・これでいったい何年経てば地域間格差や地盤沈下が是正されるのだろうか。

最後に「最低賃金専門部会の経過報告」での特に気になる部分への感想を同じくカッコ内で述べる。(今回の専門部会で労働者側委員は3名全員が入れ替わり、どのような議論をするのか注目されたが、昨年よりは一貫性のある議論がされたように感じた。)

第2回で労働者側は「連合リビング・ウェイジによれば、山口県の最低賃金額1043円に対し必要最低生計費は1150円であるが、車移動中心を考慮し車保有の必要最低生計費は1470円であり、427円の差異がある。」と主張した。(当組合の1500円は、相当遠慮して出した数字であるが、1470円はいちおう近い数字ではある。ただし、これは提示額ではなかった。)そして、「骨太方針について、全国平均1500円を2030年代の早い段階で達成することになっており、公労使で合意形成を図ってまいりたい。」とのこと。また、「地域間格差が最低と最高の直近格差は203円であり、この課題についてもしっかり議論していく」とも主張した。(前述した、全国加重平均に対し山口県の最低賃金が地盤沈下を続けている事に対する問題意識は乏しいようだった。)そして「地域間格差による山口県における若者の転出超過はかなり深刻さを増している。その率は4.52%とかなり高いものとなっている。このため企業が初任給を大幅引上げしている。」とも主張した(初任給は定期昇給を含まず純粋なベースアップなので説得力がある。論より証拠。)

それに対し使用者側は「最賃引上げは、中小事業所への影響が大きいことから、大企業を含む全体より、可能な限り中小企業に係るデータを重視すべきである。」「山口市消費者物価指数によると、昨年より物価上昇率が鈍化しているのは明白である。」「中小企業においては価格転嫁が十分にできておらず、収益が悪化しているので支払能力に配慮した審議を求める。」との主張だった。(現時点のみを取り上げれば妥当ともいえるが、長年に渡る政府の中小企業イジメともいえる政策に従い過ぎたとも言える。政府に遠慮せず消費税の価格転嫁率なども調査すれば、もっと説得力はあがったし、中小企業対策を世論に訴える場として最賃審議会をもっと活用してもらいたい。そうでないと大幅な最賃引上げも実現できない。)

第3回で労働者側は生計費について、山口県人事委員会の「山口市・費目別・世帯人員別標準生計費」における一人世帯標準生計費の推移を示した。令和3年を100とすると令和7年は124であり、24%の上昇である。(当組合から見ても肌感覚に近い数字である。)また、「賃金の引上げ原資は、労務費を含む価格転嫁の実現によって確保することが重要である。山口県においては、各種の賃金引上げの支援策が講じてあり、積極的な活用を通じて賃金引上げの環境整備が必要である」と述べている。(確かに支援策は講じられてい

るが、ほとんど単年限りであり通年的な支援ではない。もちろん賃上げ原資を通年で累積的に支援したら資本主義経済に適合せず、長期ではうまくいかないであろう。しかし、消費税（付加価値税）減税又は廃止、あるいは社会保険料の企業負担減免であれば、どちらもクリアできる。）提示額は75円であり、根拠は連合の最終集計における有期・短時間・契約労働者の賃上げ結果、時給75円アップだった。（提示額は昨年の105円より下がっているが今までにない切り口である。定期昇給・ボーナスの影響が少なく、最低賃金引上げの指標としては、今までより説得力がある。）そして個別協議を受けて「あらためて再考したところ、山口県はランク区分総合指数からみて25位がふさわしいのに実際の最低賃金は29位なので、25位になるには目安額56円プラス8円の引上げが欠かせないので64円を再提示する。」となった。（ここでは順位が問題となったが、やはり全国加重平均に対し山口県の最低賃金が地盤沈下を続けている事に対する問題意識は乏しいようだった。）

使用者側からは「『全国平均1500円達成関係』について、一定の最低賃金額の達成目標時期を定めることは、目標達成が優先され、特に支払能力を考慮した審議がなされないことにつながる懸念が強いため、基本的に反対である」と表明。次に「地域間格差の是正関係であるが、各都道府県で経済実態が異なることを踏まえると、最低賃金額に地域間格差があることは当然の理解である」「本県からの人口流出の要因は様々あり、『人口流出防止には他県よりも高い最賃引上げ必要』『他県との格差是正が必要』との考え方には反対である。」「令和6年に山口労働局がとったアンケートで県内国公立大学生に県外就職を希望する理由を問うたところ『賃金が高い』は8番目であり、最賃額と県外流出に明確な因果関係は無い」との主張であった。（使用者側提出のデータ「社会増減と最低賃金の状況」で理解に苦しむ点があった。広島県を例に挙げ「本県より最賃高いが転入超過」としていたが、これでは最賃を上げた方が転入を増やす効果があることになるし、鳥取・熊本・沖縄を例に挙げ「本県より最賃低いが転出超過」としていたが、山口県より転出が少ないことがデータで明らかになってこそ意味があると思うのに、その数字は書かれていなかった。）

「消費者物価指数が1.5%の上昇で、毎月勤労統計調査で賃金3.3%上昇であり、3.5%程度」ということで37円の提示であった。

第4回で労働側は「本日の個別協議の中で合意を得られなかったことは残念であるが、誠意をもち目安額プラス5円である61円を提示した。」とのこと。（特に理屈付けは無く、早期合意へ向けて妥協したものと思われる。）使用者側からは「中央会調査結果の『引上げた』事業所の平均昇給率4.87%を考慮しつつ、労働者側の歩み寄りを踏まえ、4.9%、51円を提示した」とのこと。

第5回で労働者側は「総合指数から見る山口県の順位を重視し、目安額以上の引上げが必至との立場から、59円を最終提示した」が、公益委員見解を受け、「59円に拘りたいところであったが、公益委員見解を尊重し、支持する立場で採決に臨む」となった。

使用者側は「最終提示は51円とした。労働者側からも歩み寄りをいただき、使用者側としても歩み寄りたかったが、限界であった。」「公益委員とも個別協議において議論させていただいたが、考え方に大きな相違があったことは、残念であった。今回の公益委員見解についても、詳細に書かれてはいるが、例えば通常の事業の賃金支払能力についても、一定の限界があるという記載がありつつも、引上げ額決定の過程においてどのように配慮されたのかよく分からない内容となっている。また、目安額に2円上乗せするという考え方については、総合的に勘案するという書き方では明確にはわからず、個別協議でも申し上げたことではあるが、詳細に考え方を示すことが今後、労使双方にとって理解を深めるために大切ではないか、と考え主張したが、理解を得られず残念である。」と不満が表明された、最後に「目安プラス2円の引上げというのはこれまでにないことと思われるため、本県審議会から政府に対する要望の確実な実現を強く求めるものである。」でしめくくられた。(だからこそ『公労使代表委員共通の政府への要望』のなかの「税制や社会保障制度の一体的な見直し」に具体性が無かったのが残念である。山口県からだけでは政府は動かないであろうが全国から多くの声が上がれば、一定動く可能性はある。)

２０２６年８月２７日

山口労働局長　鈴 木　輝 美　様

山 口 県 労 働 組 合 総 連 合
議　長　石 田　高 士

山口県労働組合総連合非正規部会
部会長　樫 谷　由 美

山口労働局
-8. 8. 27
山口労収基 0827 第２号

「山口労働局一般公示第７７号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出

山口地方最低賃金について、山口地方最低賃金審議会から「５８円」の引き上げの改正決定についての答申が提出されました。中央最賃の目安額「５６円」を「２円」加算したことについては、山口県労働組合総連合の見解と比較すると不十分な結果とはいえ、評価されるものです。

しかしながら、急激な物価高騰等による生活への影響を考慮すると、「５８円」の引き上げでは不十分であると言わざるを得ません。答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり承服することはできません。よって、下記の通り異議を申し出ます。

記

１、異議の内容

（１）山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額直近の「５８円」の引き上げとし、「１時間１１０１円」にとどめたことについて。

（２）人口流出の大きな要因となり地域経済の疲弊にもつながる最低賃金の地域間格差に対して、最低賃金を目安額プラス「２円」としたことについて。

（３）山口地方最低賃金審議会において、協議の全てが公開されなかったこと、および議事録の公開が遅れたことについて。。

２、理由

（１）山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額直近の「５８円」の引き上げとし、「１時間１１０１円」にとどめたことについて。

中央最賃審がＡランクを５４円、Ｂ・Ｃランクを５６円の目安として示し、Ｂランクである山口県の目安額の「５６円」に対し、山口地方最低賃金審議会が最低賃金の地域格差是正のために「２円」加算し「５８円」とする最低賃金額を決定したことは評価される。しかし、今回の「５８円」の引き上げは、昨年の引き上げ額「６４円」を６円も下回り、止まらない物価高騰を後追いするだけで、特に最賃近傍で働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらないものである。

山口県労連は、２０２４年７月に歳単身者が山口市で普通に暮らしていくための費用がどのくらい必要かを試算する「最低生計費試算調査」の再計算を行った結果、月額２５２,２６３円が必要であり、一般労働者の所定内労働時間に近い月１５０時間の勤務とした場合は、時給１６８２円が必要であることがわかった。再計算から２年が経過しており、この間の物価上昇を考慮すると１７００円以上になっていると考えられる。この「最低生計費試算調査」は全国でも実施され、地方でも都市でも変わらず時給１７００円以上が必要であることが明らかとなっている。この間の急速な物価高騰により、政府方針で

ある最低賃金１５００円では、足りない状況となっている。普通の生活をするために、今すぐ最低賃金を１７００円以上にしなければならない。今回の最低賃金の答申額１１０１円では、生活するに必要な時給額より５８１円も低く、生活するには低すぎる最低賃金額といえる。

山口県内の企業所得が着実に増えている一方、雇用者報酬の伸びが低く、労働者への分配率も減少している現状から、最低賃金の大幅増額は必要であり、不可能ではない。しかし、中小・小規模事業者の価格転嫁の進み方が遅く、大幅増額が大きな負担となり収益を圧迫することを考慮しなければならない。労働者の７割以上が雇用される中小企業で大幅増額した最低賃金による賃上げが、無理なく実現されなければ意味がない。最低賃金の引き上げを実現するためには、中小企業支援策を大幅に改善し具体的にすすめることを国や県に求めることが極めて重要となり、その実現を強く求める。

今回の山口地方最低賃金審議会の「５８円」を引き上げ１１０１円とする答申は、全国的な物価高騰のなか、普通に生活するには程遠い低い最低賃金であり、労働者の生活改善や経済の活性化にもつながらないものである。消費を向上させ、経済を活性化させるためにも、最低賃金を大幅に引き上げて労働者全体の賃金底上げを図ることが必要である。これらの理由により最低賃金の異議を申し出る。

（２）人口流出の大きな要因となり地域経済の疲弊にもつながる最低賃金の地域間格差に対して、目安額プラス２円としたことについて

山口県でも毎年３０００～４０００人の若者が県外に流出し、２０２４年の２０２３年と比較した人口減少率は、山口県が全国で１０番目に多い県になっている。人口減少は、労働者の人員確保が問題となり地域経済の疲弊が危惧される。高い賃金を求めて都会へ流出することが大きな要因と考えられる。人口流出の対策として、最低賃金を生活できる賃金である時給１７００円に上げることと同時に、地域間格差を解消することが有効である。中央最低賃金審議会が答申した目安は、Ｂ・Ｃランクを「２円」ほどＡランクよりも高い額とし、山口地方最低賃金審議会で、目安に対しプラス「２円」を答申し、合計で「４円」の格差解消となった。これらは、地域間格差の解消を求める強い声に対応し、格差の解消に向けた努力であり評価される。しかし、山口県の最低賃金１１０１円と、最低賃金が一番高い東京都の最低賃金１２８０円の格差は１７９円もあり、「４円」の加算では格差解消までに４５年もかかり、実現的な格差の解消とは言えない。

地域別最低賃金制度は、最低賃金の低い地域ほど現状の支払い能力や経済状況が勘案され、低い最低賃金のまま決定されてしまう構造的問題があります。この制度のままでは、地域間格差をなくすことは不可能であり、全国一律最低賃金制度への法改正が必要と考える。最低賃金法の全国一律制度への改正の提言を行うことを強く求める。

今回の山口地方最低賃金審議会の目安に対する「２円」の増額では、

地域間の格差是正にはほど遠く、山口県の人口流出を防ぎ地域経済の疲弊を阻止することはできない。山口県の地域経済を将来的に発展させるために、最低賃金の大幅増額が必要であり異議を申し出る。

（３）山口地方最低賃金審議会において、協議の全てが公開されなかったこと、および議事録の公開が遅れたことについて。

昨年度より、公・労・使の３者で協議する審議会と専門部会を全面公開としこと、及び２者協議での労使の主張についても、その概要の一部を文書で開示したことは評価されるが、私たちは審議会および専門部会の完全公開を求める。その根拠は、最低賃金決定の過程があまりにも不透明であり、国民の知る権利が侵害され山口地方最低賃金審議会が最低賃金法の目的に沿った議論がされたのか、検証すらできない。率直な議論は公開でも可能であり、公開することで国民の監視が強まり「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される最低賃金となることが期待できる。責任を持った意見による審議が公開され

ず審議経過が見えないままでの決定では、審議会に対する不信が高まるのも当然である。

議事録が公開され、議事の内容を確認して異議申出を作成することになるが、ほとんどの議事内容が異議申出の締め切り日までに公開されていない。本来、最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提である。直ちに審議会および専門委員会の全ての議事録の速やかな公開を求めるとともに、全ての会議が公開されないままでの「答申」決定であることに対して異議を申し出る。

以上

山口労働局
-8. 8. 27
山口労収基0827第3号

2026年8月27日

山口労働局長
鈴木　輝美　様

山口県高等学校教職員組合
執行委員長　石田　高士

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

山口労働局一般公示第77号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定により、次のとおり異議を申し出る。

記

1、異議の内容

（1）山口地方最低賃金審議会が示した2026年度の山口県最低賃金の改正について、「1時間1,101円」とすることには不服である。

（2）今年度の山口県の最低賃金を「時給1,700円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。

（3）最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、すべて審議の場について完全公開を求める。

2、理由

（1）今年度の中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に提示された目安が「56円の引き上げ」となった中、山口県が「58円」としたことは、情勢を一定鑑みたものと言える。しかし、中国地方においても鳥取県や島根県は、山口県以上に目安を引き上げており、島根県との差は10円を切る見込みとなった。また、目安プラス２円では、隣県の広島県や福岡県など都市部との格差が是正されたとは言えない。さらに近年続く物価高騰の中、58円の引き上げでは物価高騰を後追いするだけである。

格差の拡大は労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、昨年度の県全体の県内就職率に比べ、東部では広島県、西部では福岡県などに流出する傾向にある。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する引き上げが求められる。もっと人口流出の課題について危機感を持って真摯に向き合い、最賃引き上げとそのための中小企業支援の議論をすべきである。

（2）「１時間1,101円」では、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」という目的は果たされず、現下の労働者・国民の生活改善どころか、先行き不安をさらに増幅させるものであるため承服できない。

生計費原則を踏まえるのであれば、最低賃金は何よりも個人として自立できる賃金水準であるかどうかが問われる。2019年５月に山口県労働組合総連合が発表した「山口県最低生計費試算調査」では、山口市在住、独身25歳が必要とする最低生計費は月額24万円となり、時給に換算すると「1,600円」が必要との試算となっている。さらに、山口県労連が2024年７月に、2019年の調査以降の物価上昇を考慮した最低生計費は25万円程度となり、時給に換算すると「1,682円」との試算になっている。しかし、その後も物価高騰は留まることなく続き、最近各県が行った同様の調査では、1,700円～2,000円程度が必要との結果が出ている。また、時給1,100円前後では、自立してまともに暮らしていくことが不可能であることは、県労連が毎年実施している「最賃生活チャレンジ」でも明らかである。労働力の再生産ができない賃金水準では賃金と言えない。

一方、長期的にみれば、日本の労働分配率は低下傾向にあり、賃上げとはいっても利益が賃金に回っていないのが現実である。しかし、近年、原材料高騰やインフレの影響もあり、中小企業にとって賃上げが大変な状況にあることも事実である。そのことを十分承知の上で、労働力の再生産に必要な時給1,700円の早急な実現とともに、それを支える政府による中小企業への具体的な支援策、直接的な支援や社会保険料の事業主負担に対する援助などの実施を求めるものである。そのために、山口最低賃金審議会として附帯決議等で要望すべきである。

（３）政労使が揃う専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会の公開、概要の文書公開は評価できる。しかし、審議の透明性および公平性を高めるため、最低賃金法が規定する「異議申し出」を実質的に保障するには、二者による専門部会を含め、全ての審議が完全に公開されることが前提である。事実上、最低賃金額について審議する専門部会において、労働者側の提示額と使用者側の提示額の主張の根拠が見えてこない。また、専門部会においては最後に結論だけを聞くことになるが、このスタイルは「報告」であって、傍聴とはとても言えない。専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求める。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上

2026年8月27日

山口労働局長
鈴木　輝美　様



生協関連一般労働組合
執行委員長　西野慶兼

「山口労働局一般公示第77号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出

山口地方最低賃金審議会は、2026年度山口県最低賃金について、現行時間額1,043円から58円引き上げ、時間額1,101円とする答申を行いました。今回の答申は、中央最低賃金審議会が示したBランクの目安額56円を2円上回るものであり、この点は地域の実情を踏まえた判断として一定評価できます。しかし、その引上げ額は昨年度の64円引上げを6円下回るものであり、依然として続く物価高騰や実質賃金の低迷、深刻な人手不足の実態を踏まえれば、労働者の生活改善を図るには不十分な内容と言わざるを得ません。

中央最低賃金審議会は、2026年度の目安としてAランク54円、Bランク56円、Cランク56円を示しました。目安どおり改定された場合でも全国加重平均は1,176円にとどまり、政府が実現時期を「2030年代前半」へ見直した全国平均1,500円との間にはなお大きな隔たりがあります。

最低賃金法第1条は、「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図り、その生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。しかし、今回の答申は、その理念を十分に実現するものとは言えず、承服することはできません。

よって、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1．異議の内容

(1) 山口地方最低賃金審議会が答申した2026年度山口県最低賃金額について。

(2) 山口地方最低賃金審議会及び専門部会における審議経過、労使双方の主張、公益委員見解等が十分公開されていないことについて。

2．理由

(1) 山口県最低賃金額について

中央最低賃金審議会は、本年度、Bランク56円の目安を示しました。山口地方最低賃金審議会はこれを2円上回る58円を答申したことは一定評価できます。しかし、その引上げ額は昨年度の64円を6円下回るものであり、物価高騰が継続し、県民生活が一層厳しさを増している現状を踏まえれば、昨年度より引上げ幅が後退したことは極めて問題です。

政府は全国平均1,500円の実現時期を2030年代前半へ見直しましたが、2026年度の目安どおり改定された場合でも全国加重平均は1,176円にとどまります。このままでは目標達成は容易ではなく、地方最低賃金審議会には地域の実情を十分踏まえ、目安を上回る積極的な引上げを行うことが期待されています。

最低賃金法第9条は、地域別最低賃金を決定するに当たり、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」を総合的に勘案することを定めています。現在のように食料品、光熱費、燃料価格など生活必需品の価格上昇が続く中では、とりわけ労働者の生計費を重視した審議が求められます。しかし、今回の答申額は、最低賃金法が求める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準には至っていません。

山口県労連が実施した最低生計費試算調査（2023年再計算）では、山口県内で25歳単身者が普通に生活するためには月額252,263円、時給換算で1,682円が必要であることが明らかとなっています。これは全国各地で実施された最低生計費調査とも一致しており、「地方だから生活費が安い」という考え方が成り立たないことを示しています。労働者が安心して暮らし、将来に希望を持てる賃金水準の実現が求められます。

また、山口県では人口減少や若年層の県外流出が続き、医療・介護、運輸、小売、サービス業など幅広い産業で人手不足が深刻化しています。近隣県との賃金格差は労働力流出の一因となっており、最低賃金の引上げは、労働者の生活改善だけでなく、地域に人材を定着させ、地域経済を維持・発展させるためにも不可欠です。

最低賃金の引上げは、中小企業・小規模事業者に負担をもたらす側面があります。しかし、その負担を最低賃金に転嫁するのではなく、価格転嫁対策の実効性を高めることをはじめ、社会保険料負担の軽減、業務改善助成金など賃上げ支援策の拡充を国の責任で進めるべきです。最低賃金の引上げと中小企業支援は車の両輪として進められなければなりません。

さらに、最低賃金の引上げは、所得の低い労働者ほど地域内で消費に回る割合が高いことから、消費拡大を通じて地域経済の好循環を生み出します。賃金の底上げは地域経済への投資であり、持続可能な地域社会を支える重要な政策です。

一方、地域別最低賃金制度では、毎年一定額を引き上げても地域間格差の抜本的な解消には至っていません。地方と都市部で最低生計費に大きな差がないことが明らかになっている以上、働く地域によって最低賃金に大きな格差が存在することは合理性を欠きます。地域間格差の是正をさらに進めるとともに、将来的には全国一律最低賃金制度の実現を視野に入れた制度改革を進めることが必要です。

以上のことから、今回の答申は最低賃金法第1条及び第9条の趣旨を十分に満たすものではありません。最低賃金は、単なる「最低額」ではなく、地域で働く者が安心して生活し、地域に住み続けることのできる社会を支える基盤です。人口減少が続く山口県だからこそ、最低賃金法の理念に立

ち返り、労働者の生活改善と地域経済の持続的発展を実現する最低賃金額について再審議することを強く求めます。

(2) 審議会及び専門部会の公開について

最低賃金は、県内すべての労働者と使用者に影響を及ぼす重要な労働条件であり、その決定過程には高い透明性が求められます。

昨年度以降、審議会及び専門部会の公開範囲が拡大され、労使双方の主張についても一定の情報開示が行われたことは評価します。しかし、答申に至る判断過程や公益委員見解の形成過程については、県民が十分に検証できる状況とは言えません。

最低賃金法が保障する異議申出制度を実効あるものとするためには、県民の知る権利を保障する観点からも、審議会及び専門部会の議事録、労使双方の主張、公益委員見解等を速やかに公開し、審議過程の透明性をさらに高めることが不可欠です。

審議経過が十分に公開されないままでは、最低賃金審議会に対する県民の理解と信頼を得ることはできません。よって、審議会及び専門部会のさらなる情報公開を求めるとともに、公開が十分でないまま答申が決定されたことについて異議を申し出ます。

以上

2026年　8月　27日

山口労働局長
鈴木　輝美　様



山口県医療労働組合連合会
執行委員長　出合　仁美
住所　山口市八幡馬場53-1
電話番号 083-925-0663



２０２６年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月12日、山口地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を58円引き上げ、1,101円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条２項および同法施行規則第８条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から 2024 年度から賃上げ支援策を実施し、2025年度には補正予算内で処遇改善策、2026 年度には 30 年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いましたが、すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。それどころか、他産業では３期連続で５％台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、十分な補償制度もなく、物価高の影響が日々のくらしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。つきましては、今年度の山口県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

１．　全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」に取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給 1700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、答申となっています。

２．　私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8～9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

３．　以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1700 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以　上

山口労働局
-8. 8. 27
山口労収基0827第6号

2026年8月24日

山口労働局長　鈴木　輝美　様

ユニオン山口
執行委員長　打道　晋一

山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口労働局一般公示第77号」にもとづき、山口地方最低賃金審議会から答申のあった今年度の山口県最低賃金について、次の通り異議を申し出ます。

記

1.異議の内容

(1)　山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より「58円」引き上げ「1,101円」とすることには、中央の目安額を2円上回り1,100円を超えたとはいえ不服です。再審議を求めるものです。

(2) 最低賃金審議のよりどころである3要素を見直し、全国一律の最低賃金制度を国の責任で制定すべきであり、国への要請をして頂きたい。

2. 理由

(1) 山口県の最低賃金について、中央の目安額に 2 円上乗せして「58 円」を引き上げ「1,101円」とすることについては、労働者の生活実感からして不服です。

最低賃金は、最低賃金法第1条にも明記されている「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の発展に寄与することを目的とする」ものでなければならないことは言うまでもありません。

公益委員見解でも述べられているように、「今後消費者物価は上昇する可能性が高い」、「実質賃金が長期的に減少し続けていることに配慮する必要がある」、「山口県の近年の企業所得は着実に上昇傾向にあると同時に労働者への分配率が低下している」中、最低賃金近傍で働く労働者の生活が今後さらに厳しくなることは明らかです。いわゆる「春闘」の「恩恵」も受けられない非正規労働者にとって、最低賃金が果たす役割は、死活問題に直結する極めて大きなものであることを改めて強く訴えます。

実際に1,101円の時給では、いくら一日8時間(月173時間)働いたとしても月収で約19万

円、年収でいえば約 228 万円です。ようやくワーキングプアと言われる水準の年収 200 万円は少しずつ超えてきたとはいえ、この金額では「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）をおくることはできません。私たちも参加して行われた全労連の最低生計費試算調査結果によれば、「普通に暮らしていける」時給は、全国どこでも 1,500 円以上、1,700 円程度が必要との結果が出ています。昨今の物価高を踏まえれば、1.900 円以上との結果も出ています。年収約 300 万円以上の賃金で、初めて「人たるに値する生活」（労働基準法第 1 条）を営むことができるのです。働いているにもかかわらず、健康で文化的な生活すら営めない、今の最低賃金の決め方は、早急に改められなければなりません。

高市政権が、時給 1,500 円到達目標を 2020 年代から 2030 年代に遅らせたことが、今回の中央審議会の答申に悪影響を与えたことは明らかであり、ここ数年の最低賃金引上げの流れにブレーキをかけたことに強く抗議するものです。地域の実情を鑑みた上で中央の答申額に 2 円の上乗せをした今回の答申の努力は認めつつも、この金額では、到底、最低賃金近傍で働く労働者の生活が上向くことはなく、ひいては地域経済を潤すものにはなりえません。

更に上回る最低賃金額の引上げを求めるものです。

（2）最低賃金制度の在り方について

全労連の最低生計費試算調査結果によれば、「普通に暮らしていける」時給は、全国どこでも 1,500 円以上、1,700 円程度が必要であり、ランク分けする必要性は全くないことも証明されています。国の責任において、全国一律で「健康で文化的な最低限度の生活」が営める最低賃金額を決めるべきです。中小企業が厳しいからという理由で、労働者に生活できない時給を押し付ける今の決め方は、最低賃金の本来の目的に逆行するものとなってしまいます。

三要素に基づく最低賃金審議の在り方は、膨大な時間と労力を必要とする割に、最低賃金近傍で働く労働者の実態とはほど遠いものです。地域間格差についても、縮まるどころか全く解消されておらず、地方から都市への人口流出は引き続き大きな課題のまま放置され、地方の中小企業の労働力不足、後継者不足を招き、地域を疲弊させています。

これらの問題を解決する責任は、ひとえに国の政策にあります。全国一律の最低賃金制度の確立を目指して、共に国に対する運動を強めるべきだと考えます。

以上



2026年8月26日

山口労働局
局長　　鈴木　輝美　様

コープやまぐち労働組合
執行委員長　吉賀　直紀

山口県最低賃金の答申に関する異議申出書

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第77号）に基づいて、最低賃金法第12条の規定により次の通り異議を申し出ます。

記

1. 異議の内容

（1） 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「58円」にとどまる引上げには不服です。物価高だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。

（2）地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申する事を求めます。

（3）審議会の専門部会を含むすべての審議の場を完全公開とすることを求めます。

（4）意見陳述の時間の拡大と、「意義申し出」についての意見陳述の機会を設ける事を求めます。

2. 理由

（1）コープやまぐちには６割近い非正規労働者が働いています。今回の審議会の「58円」の引上げ、答申額1101円では、月額換算で193,776円(一日8時間、月22日)にしかなりません。中央の目安より「2円」でも超えた事は一定評価出来るものではありますが、まだまだ低い金額だと判断しています。令和８年の高卒初任給が213,000円とその差は約2万円もあり、更なる引き上げは必須です。近年ではコープやまぐちで得られる給料だけで生活をしている労働者も増え続けており、この間最賃が引き上げられれば、賃金が増えており、最賃の引上げ金額には大いに期待をしている所です。この月額では憲法で保障された、「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。歴史的な物価高も鑑み、１日８時間働けば、自立して健康で文化的な生活を営むことができる最低時給に、一刻も早く引き上げていただくよう要請するものです。

また最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が 賃上げの原資を

確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた取組の強化を要望する所です。

最低賃金の引き上げこそが、山口県で働き続ける事が可能であると考えます。また最低賃金は全ての労働者の賃金と生活に関わり、日本経済の行方を左右する重要な施策で、物価高の中でその重要性がいっそう高まっています。その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働者に報いることこそが求められています。「ふつうの暮らし」が出来るような賃上げをすべく、当事者の声を全面に掲げ、山口地方最低賃金審議会において再審議を求めます。

（2）最低賃金のランク制度は地域格差を増し、地域経済の衰退を助長させるものです。コープやまぐち内においても、広島県と隣接する岩国地域、福岡県に隣接する下関地域は、常に人手不足に悩まされています。実際今秋より岩国地域の事業所では、コープ内で初めて委託制度を導入する事になりました。その最たる要因に最低賃金の地域格差があります。山口県より高い時給である隣の県に人口が流出している実態もあります。

2024年度も多くの自治体で最低賃金の引き上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択されています。山口県においても地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度の確立を上申するとともに、最低賃金抑制の根拠ともなっている中小企業への支援を国の責任で運用しやすい制度となるよう要請することが必要です。

（3）専門部会が一部非公開であることについては、納得できません。公・労・使3者の協議及び、専門部会が公開になった事、また2者の協議についても文書で公開した事は評価します。しかし国民の最低限の権利としての最低賃金が一部非公開の審議の場で決定されている事は不服です。最低賃金で働いている人たちにとって、その金額を決定する審議会を公にすることは当然の義務ともいえるものではないでしょうか。全ての審議を完全公開にする事を求めます。

（4）意見陳述の総時間の上限を作らず、一人あたりの最低陳述時間を確保すべきです。最低賃金近い金額で働いている労働者の意見を聞く機会は重要だと考えます。また「異議申し出」にあたっても、審議会の公平性を担保する観点から、意義申し出についても意見陳述の機会を設けることを求めます。

以上